

表9 昭和57年短期給付額

給付区分		給付件数	給付金額	組合員1人当たりの給付額
法定給付	医療給付	169,832件	2,238,793,055円	14
	家族療養の給付	213,497	2,000,028,839	
	療養費	1,607	11,045,972	
	家族療養費	1,748	10,631,086	
	家族高額療養費	2,158	75,014,556	
	薬剤給付	17,843	91,294,753	
	看護移送料	32	2,427,543	
	小計	406,717	4,429,235,804	192,275
法定給付	出産費	470	82,155,416	
	配偶者出産費	218	33,944,413	
	育児手当金	669	1,605,600	
	埋葬料	36	9,914,128	
	家族埋葬料	157	34,134,486	
	傷病手当金	231	52,869,897	
	出産手当金	4	1,320,936	
	休業手当金	1	23,856	
	災害見舞金	11	4,945,688	
	小計	1,797	220,914,420	9,590
合計		408,514	4,650,150,224	201,865
附加給付	家族療養費	112,490	291,925,200	
	出産費	466	4,660,000	
	配偶者出産費	218	2,180,000	
	育児手当金	665	3,990,000	
	埋葬料	34	548,100	
	家族埋葬料	157	2,418,145	
	傷病手当金	44	8,943,081	
	災害見舞金	19	4,165,535	
	結婚手当金	571	25,695,000	
	入院附加金	2,670	13,396,650	
合計		117,334	357,921,711	15,538
総計		525,848	5,008,071,935	217,402

関に行き組合員証を提示して療養の給付（現物給付）を受けることが建前となつてゐるが、緊急その他やむを得ない事情で、保険医以外の医者にかかる場合や、組合員が住んでいる地域に保険医がない場合などで、組合員証を使用しなかつたときは、共済組合が必要を認めた場合に限り、一定の基準により算定して、療養費の支給が行われる。

また、医師の指示あるいは同意により、看護、移送、輸血、コレセツト等

の治療用器具、ハリ、キユウ、マッサージ等に要した費用や、外国へ出張中に受けた治療費等も、その必要が認められれば、治療費として現金給付される。

療養費で注意を要する事項を二、三あげると

(一) 移送料
や帰郷療養させる場合、また、重態で病院まで歩けずに乗物を使うときは、移送料が支給される。ただし、事前の

承認が必要である。

(二) 柔道整復師の施術

柔道整復師（日本柔道整復師会の会員に限る）に組合員証を提示して骨折脱臼、打撲等の施術を受けることができる。

この場合、窓口で組合員については一部負担金を、被扶養者については、はか看護人の付添いを必要とした場合は、看護人の運賃、手当・宿泊料も支給の対象となる。

また、移送したときは領収書、看護人を要したときは、医者の証明書等が必要である。

この場合、(互助会)より自動給付される。
(三) ハリ・キユウ師の施術
ハリ・キユウ師の施術は、医療機関において療養を受けても所期の効果が得られなかつたもの、またはいままで受けた治療の効果からみて治療効果があらわれてないと判断されるもので医師がその必要を認めた場合に療養費払いをするものである。したがつて、ハリ・キユウの施術料と療養の給付と重複して支給することはできない。

また、ハリ・キユウにかかる療養費の支給は、初療の日から六ヶ月が限度とされている。

五 第三者加害行為（交通事故など）

組合員や被扶養者が、交通事故などで負傷した場合、共済組合からすると第三者の行為で起きた負傷であるから当然、加害者がその損害を負担するの普通である。